

訪問介護重要事項説明書

(2026年6月1日現在)

1. 法人の概要

名称・法人種別	社会医療法人清仁会
開設者氏名	清水 史記
所在地	京都市西京区山田中吉見町 11-2
電話番号	075-381-5161

2. ヘルパーステーション「シミズ」の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ヘルパーステーション「シミズ」
所在地	京都市西京区大枝沓掛町 13-222
介護保険指定番号	訪問介護 (2674000282)
管理者の氏名	藤岡 沙蓉
サービスを提供する地域*	西京区

*上記地域以外の方でも、ご希望の方は御相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	名	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	名 (1名兼務)	名	名
従事者	介護福祉士	名	名	名
	法令で定める者 (訪問介護員)	名	名	名

(3) サービス提供日・時間

提供日 月曜日～日曜日 (12月30日～1月3日は休業します)
時 間 7:00～20:00

3. サービス内容

(1) 身体介護

食事介助 入浴介助 排泄介助 移動介助 清拭 体位変換

*その他ご相談に応じます。

(2) 生活援助

買い物 調理 掃除 洗濯 室内整備

*その他ご相談に応じます。

(3) その他のサービス

・介護相談…お悩みの事や介護に対する悩み等の相談に応じます。

・他機関への連携

1 身体状態の変化については、主治医等医療機関へ連携します。

2 介護に対する悩みなどについては、ケアマネジャーや関係機関へ連携します。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として、負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割、3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【利用料】（1単位単価＝10.7円）

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上 30分毎に
身体介護	179単位	268単位	426単位	624単位	90単位追加
1割負担	246円	369円	586円	859円	123円
2割負担	492円	738円	1172円	1,718円	247円
3割負担	739円	1,107円	1759円	2,577円	371円

	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	197単位	242単位
1割負担	271円	333円
2割負担	542円	666円
3割負担	813円	999円

	20分以上	45分以上	70分以上
身体介護に引き続き 生活援助	72単位	143単位	215単位
1割負担	99円追加	196円追加	296円追加
2割負担	198円追加	393円追加	592円追加
3割負担	297円追加	590円追加	888円追加

初回加算	200単位
緊急時訪問介護加算	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位
口腔連携強化加算	50単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）	総利用単位数の28.7%

- * 利用料単位数には特定事業所加算Ⅱ（基本単位数の10/100）が含まれています。
利用料には、介護職員処遇改善加算、地域区分加算（5級地 10.7円）の単位を含んでいます。
- * 前表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

＊ やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

(2) 交通費

西京区は無料です。

通常の事業実施地域を越えて行う訪問介護に要する交通費は、通常の事業実施地域を超えた地点からの距離を算定基準とし、次の料金を申し受けます。

西京区域外	3 k m以内	1 5 0 円
	3 k m～5 k m以内	3 0 0 円
	5 k m～9 k m以内	5 0 0 円
	9 k m以上	7 5 0 円

※公共交通機関及びタクシー利用時実費

(3) キャンセル料

サービスの利用を連絡なく、当日キャンセルした場合は、支援の予定に対し1時間あたり1,000円と土日祝祭日は100円及び早朝・夜間は100円をそれぞれに加算した料金をキャンセル料として請求します。

※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求しません。

(4) その他

1 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、お客様の負担となります。

2 料金のお支払い方法

サービス利用料金は、1ヵ月ごとに計算し、翌月27日に口座振替となります。口座振替確認後、前月の請求書と一緒に領収書を発行させていただきます。振替が出来なかった場合には、これを翌月20日迄に、現金または振り込みにてお支払い頂きます。

お支払い方法に支障のある方はご相談ください。

5. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

在宅の要介護者等の心身の特性を踏まえて、その方の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。

関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用のために

事項	備考
ホームヘルパーの変更	変更を希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	月1回継続研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	
禁止事項	・社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為など ・職員に対して行う暴言・暴力・誹謗中傷・また恫喝や性的な言動などの行為

6. 緊急時の対応

訪問介護を実施中に容態の変化等があった場合は、ご利用者様の主治医、ご家族様、居宅介護支援事業者等へ連絡を致します。

主治医	病院名及び所在地	
	氏 名	
	電 話 番 号	
緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電 話 番 号	

- ・当事業所緊急時連絡先 電話 075-335-2820
(平日 月～金曜日 8:30～16:45 土曜日 8:30～12:00)

7. 事故発生時の対応

- ・サービス提供中に万一事故が発生した場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずると共に、ご家族様への連絡を行います。又、主治医の連絡が困難な場合などにおいては、緊急搬送などの措置を講じます。
- ・事業者のサービス提供時にご利用者様の生命・身体・財産等を傷つけた場合は、その責任の範囲において、ご利用者様に対して、その損害を賠償します。
- ・事故の内容によっては、京都府市町村の行政機関に報告いたします。

8. 虐待防止のための推進

利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、管理者を責任者とし必要な体制の整備を行います。また、従業者に対して研修を実施する等の措置を行います。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施します。各項の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

9. 身体拘束等の適正化の推進

- (1) 当事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとします。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

10. 感染症対策の推進

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施します。

11. 業務継続計画

- (1) 事業所は、感染症や災害が発生した場合において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を行います。
- (2) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

12. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情担当
担 当 管理者：藤岡 沙蓉

電 話 075-335-2820

- (2) 上記の他に、保険者である市町村の相談・苦情窓口または、京都府国民保険団体連合会の苦情処理窓口に苦情を伝えることができます。

窓 口	受付時間	電話番号
洛西支所 保健福祉センター健康長寿推進課	月～金曜日 9：00～17：00	075-332-9274
西京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	月～金曜日 9：00～17：00	075-381-7638
向日市役所 高齢介護課	月～金曜日 9：00～17：00	075-931-1111
京都府国民保険団体連合会	月～金曜日 9：00～17：00	075-354-9011

- (3) 受け付けた相談・苦情等については担当者が苦情（相談）記録に概要、ご指摘内容等を記載し、その場で対応可能な事柄であっても必ず責任者へ連絡し、対応内容を決定し申し出者に連絡いたします。
- (4) 上記によっても処理対応が行えない場合は事業所内における検討会議を開催し決定いたします。または、顧問弁護士等に相談し、決定いたします。

年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、前記内容について「居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 4 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者

所在地 京都市西京区大枝沓掛町 13-222

名 称 ヘルパーステーション「シミズ」

代表者 清水 史記

説明者

私は、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、サービスを受けること並びに、その利用料を支払うことに同意し交付を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

代理人

住 所 _____

氏 名 _____

(利用者との続柄)